



2022年11月7日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 小 僧 寿 し
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 良 本 宜 之
(コード番号：9973 STANDARD)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 室 長 毛 利 謙 久
(TEL. 03-4586-1122)

**(訂正)「第三者割当による第12回及び第13回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行、
新株予約権の買取契約(第12回新株予約権につきコミット・イシュー※)の締結並びに
無担保ローン契約の締結に関するお知らせ」の一部訂正につきまして**

2022年11月4日付「第三者割当による第12回及び第13回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行、新株予約権の買取契約(第12回新株予約権につきコミット・イシュー※)の締結並びに無担保ローン契約の締結に関するお知らせ」に、一部訂正すべき事項がありましたので、ここにお詫びを申し上げますとともに、下記の通り訂正のご連絡をさせていただきます。なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

(1) 訂正箇所

① 3ページ

2. 募集の目的及び理由

② 29ページ

別紙2 <株式会社小僧寿し第13回新株予約権発行要項>

(2) 訂正内容

① 3ページ

2. 募集の目的及び理由

(訂正前)

2. 募集の目的及び理由

(記載省略)

上記に記載するとおり、積極的なM&Aの実施により、当社グループの新たな収益の柱となる事業の創出を目指し、事業のポートフォリオを拡大しております。なお、食肉関連事業のミートクレストに関しては、2022年6月に当社グループの事業の選択と手中の観点から、主軸事業及び収益性の高い事業に経営資源を集中させる事が適切であると判断した事から、当社グループの財務基盤の強化を図る事で、当社グループの更なる事業成長を果たすため、保有全株式を譲渡したため、当社の連結子会社から離脱しております。加えて、2022年10月には、当社の財務基盤の強化を図る事を目的に、障がい者グループホームを運営するAHDの保有全株式を譲渡したため、当社の連結子会社から離脱しております。

(訂正後)

2. 募集の目的及び理由

(記載省略)

上記に記載するとおり、積極的なM&Aの実施により、当社グループの新たな収益の柱となる事業の創出を目指し、事業のポートフォリオを拡大しております。なお、食肉関連事業のミートクレストに関しては、

2022年6月に当社グループの事業の選択と集中の観点から、主軸事業及び収益性の高い事業に経営資源を集中させる事が適切であると判断した事から、当社グループの財務基盤の強化を図る事で、当社グループの更なる事業成長を果たすため、保有全株式を譲渡したため、当社の連結子会社から離脱しております。加えて、2022年10月には、当社の財務基盤の強化を図る事を目的に、障がい者グループホームを運営するAHDの保有全株式を譲渡したため、当社の連結子会社から離脱しております。

当社の連結子会社とした各社の取組みにおいても、各社各事業間のシナジーを生み出し、新たなる事業領域を開発するため、下記の取組を推進しております。

② 29 ページ

別紙2 <株式会社小僧寿し第13回新株予約権発行要項>

(訂正前)

別紙2

<株式会社小僧寿し第13回新株予約権発行要項>

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は4,500,000株(本新株予約権1個当たり1株(以下、「割当株式数」といいます。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

(訂正後)

別紙2

<株式会社小僧寿し第13回新株予約権発行要項>

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- (4) 本新株予約権の目的である株式の総数は4,500,000株(本新株予約権1個当たり100株(以下、「割当株式数」といいます。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

以上